

新潟市水産振興関係事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、意欲ある漁業者または漁業協同組合が本市水産業の振興・発展を図るために取り組む経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象及び補助率)

第2条 別表1の補助事業者の欄に掲げる者（以下「補助事業者」という。）は新潟市内に住所を有するものとし、個人または法人にあっては市税を滞納していないものとする。

2 市長は、補助事業者が行う別表1に掲げる事業（以下「補助事業」という。）において、補助金交付の対象として市長が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

3 補助事業者は、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない補助事業者については、この限りでない。

4 補助対象経費の区分及びこれに対する補助率（補助額）は、別表1に定めるところによる。

(交付の申請)

第3条 補助事業者は、市長が定める期日までに別表1に定めるところにより様式第1号（補助金等交付申請書）又は様式第4号（補助金等交付申請書及び事業実績報告書）を、市長に提出するものとする。

2 補助金の算出にあたっては、算出区分ごとに千円未満の端数が生じる場合はこれを切り捨てるものとする。

(変更の承認申請)

第4条 補助事業者は、規則第10条第1項の規定により市長の承認を受けようとする場合には、様式第2号（補助事業変更申請書）を市長に提出しなければならない。

(実績の報告)

第5条 補助事業者は、事業が完了したときは、事業完了後1ヶ月以内又は事業が完了した年度の3月31日のいずれか早い日までに様式第3号（補助事業実績報告書）により市長に報告しなければならない。

(財産処分の制限)

第7条 規則第20条に規定するその他市長が指定する財産は、事業により取得した価格が1件100千円以上の機械・器具とする。

2 規則第20条に規定する耐用年数を勘案して市長が定める期間は、国が定める減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表に準ずるものとする。

(補助金の返還)

第8条 市長は、補助事業者が無断で活動を休止し、若しくは組織を解散し、又は事業で取得した機械施設等を処分したときは、補助金の返還を求めることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はその都度市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1 (第 2 条関係)

補助金等の名称	交付の目的	交付の対象となる経費、内容	補助事業者等	補助金等の額 又は補助率	添付資料
水産振興交流事業補助金	漁業協同組合等が主体となつて水産振興に資する取組に支援を行う。	<p>以下に関する事業・取組を 3 つ以上実施する場合に直接要する経費とし、市民を対象にした取組とすること。</p> <p>① (当該漁協で水揚げされた) 水産物 (加工品含む) 等の販売</p> <p>② (当該漁協で水揚げされた) 水産物 (加工品含む) 等の飲食提供</p> <p>③ 水産資源の増養殖に関する取組 (内水面の義務放流は除く)</p> <p>④ 漁業体験の提供 (刺網はずし、釣りなど)</p> <p>⑤ 海・河川・湖沼や魚に親しむ体験の提供 (タッチプール、種苗放流、乗船体験など)</p> <p>⑥ 学校等が行う水産等に関する学習への協力</p> <p>⑦ 新たな担い手の確保に関する取組</p> <p>⑧ 多面的機能発揮対策に関する取組 (水域・水辺環境保全など)</p> <p>⑨ 異業種と連携した水産物の消費拡大等に関する取組</p> <p>⑩ その他水産振興に資する取組</p>	<p>漁業協同組合 (漁業協同組合によって組織された団体も含む)。</p> <p>ただし、市内の団体と連携して行うこと。</p>	<p>対象経費の 50%以内とする。</p> <p>ただし、補助上限額を 250,000 円とする。</p>	<p>【交付申請書】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施計画書 (添付資料 1-1) ・収支予算書 ・市税の納税証明書 (制度用) ・その他市長が必要と認める書類 <p>【実績報告書】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実績報告書 (添付資料 1-2) ・収支決算書 ・実施の様子がわかる写真 ・当該補助金を受けたことがわかる書類 ・その他市長が必要と認める書類
新潟県農林水産業総合振興事業補助金	新潟県農林水産業総合振興事業に採択された事業に対して上乗せ支援を行う。	新潟県農林水産業総合振興事業に準ずる。	新潟県農林水産業総合振興事業に準ずる。	新潟県農林水産業総合振興事業に採択された事業に対して、5%の上乗せ支援を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・新潟県農林水産業総合振興事業費補助金交付要綱、新潟県農林水産業総合振興事業実施要領の定めによる。 ・市税の納税証明書 (制度用) ・その他市長が必要と認める書類

(宛先) 新潟市長

申請者 住所
(法人にあつては所在地)

氏名
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

補 助 金 等 交 付 申 請 書

補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助事業の目的及び内容
- 3 補助対象経費
- 4 交付申請額及びその算定方法
(千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てること。)
- 5 補助事業の着工(予定)年月日
年 月 日
- 6 補助事業の完了(予定)年月日
年 月 日
- 7 情報の公表の内容、方法及び時期
- 8 添付書類

(宛先) 新潟市長

事業主体 住所
(法人にあつては所在地)

氏名
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

補 助 事 業 変 更 申 請 書

年 月 日付け新 第 号で補助金の交付決定のあつた事業について、次のとおり変更したいので、申請します。

記

1 補助事業の名称

2 変更の内容

変更前

変更後

3 変更の理由

4 変更予定年月日

年 月 日

(宛先) 新潟市長

事業主体 住所
(法人にあつては所在地)

氏名
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

補 助 事 業 実 績 報 告 書

年 月 日付け新 第 号で補助金の交付決定のあつた事業が完了したので、次のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 交付決定額及びその精算額
交付決定額
精 算 額
- 3 補助事業完了年月日
年 月 日
- 4 補助事業の成果
- 5 補助事業の精算に係る収支明細
- 6 情報の公表の状況
- 7 添付書類